R8.6

前払金請求書手続きについて

１．対象工事

工事において、「契約金額が３００万円以上のもの」が対象となります。

前払金対象工事は、契約書の『特に定めた条件』に前払金○○○円と記載されています。

２．金額の計算

契約金額の４０％以内。

※債務負担行為、継続費、繰越明許費の場合は異なりますので契約書をご確認ください。

３．提出書類

１）前払金請求書　　１部

２）口座振替依頼書　　１部※1

３）保証証書(正)　　１部※2

４）約款（保険会社発行のもの・原本）　　１部※3

※　1 西尾信用金庫発行の電信振込依頼書。

※　2 公共工事の前払金保証事業に関する法律第 5 条 1 項の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証証書。
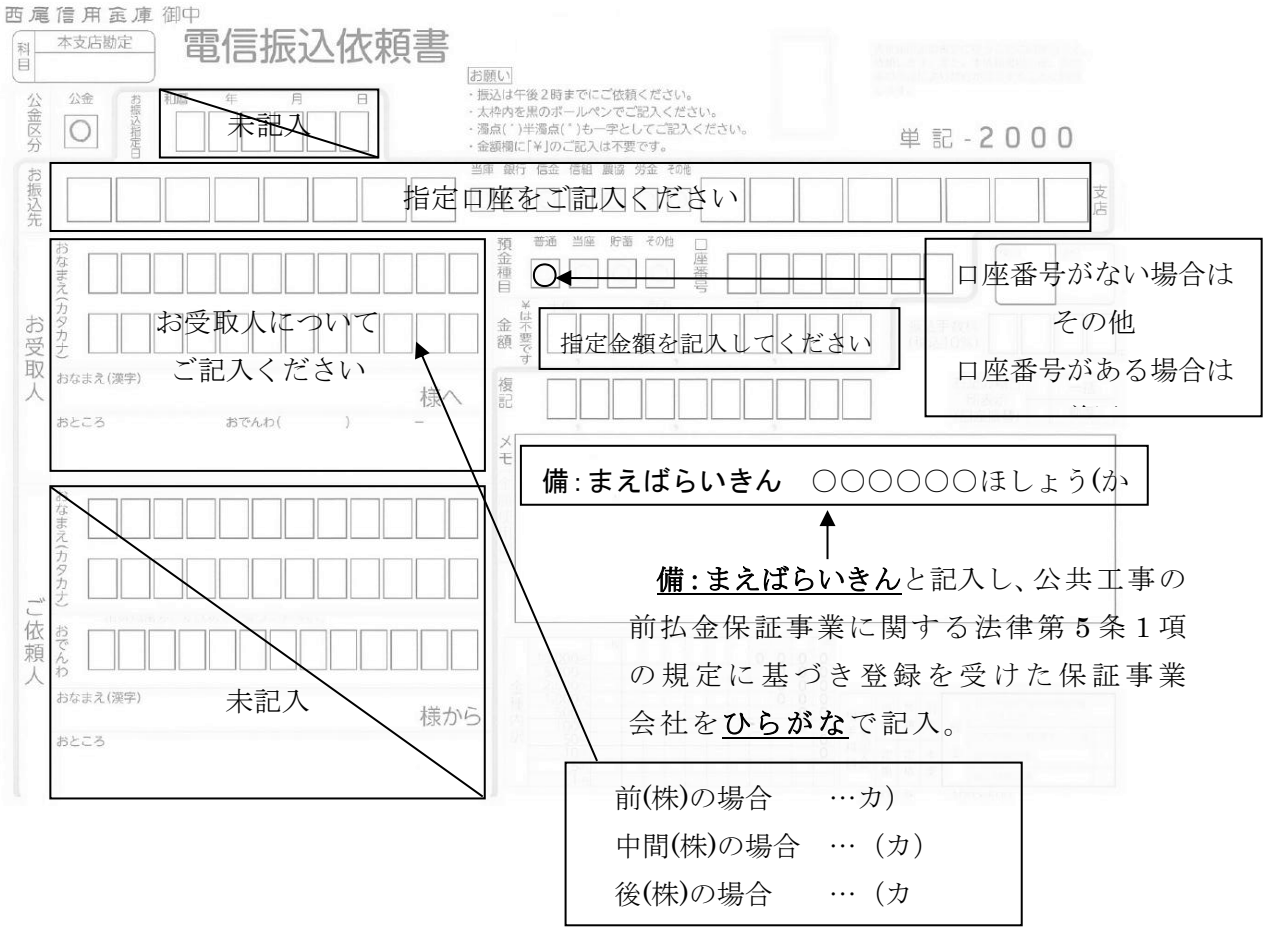
※　3 東日本建設業保証株式会社が行う契約保証・前払金保証に係る電子保証の場合は提出不要。